

加西市議会における請願書及び陳情書のオンライン提出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条の規定による請願書の提出及び加西市議会会議規則（令和7年議会規則第1号。以下「規則」という。）の規定による陳情書の提出をオンラインによる方法で行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(オンライン提出の対象)

第2条 請願書及び陳情書（以下「請願書等」という。）のオンラインによる提出は、請願者または陳情者（以下「請願者等」という。）が1名に限るものとし、請願者等が2名以上ある場合は、郵送または議会事務局窓口へ持参するものとする。

(オンライン提出の方法)

第3条 請願書等の提出に係るオンラインによる方法は、電子申請システムを使用するものとし、定められた全ての入力項目を入力するものとする。

(署名簿の提出)

第4条 請願書等に係る署名簿の提出は、その原本により行うものとする。

(請願者等からの連絡)

第5条 請願者等は、請願書等をオンラインによる方法により提出したときは、確認のため速やかに議会事務局に電話連絡するものとする。

(紹介議員への確認)

第6条 議会事務局は、請願書をオンラインで受信した後、速やかに紹介議員本人に連絡するものとする。

2 議会事務局が、紹介議員本人に了承した事実を確認することができなかった場合は、請願者に連絡のうえ、当該請願書を受理しないものとする。

(請願書等の受理日)

第7条 オンラインによる方法で提出した請願書等の受理日は、請願者等が電子申請システムでデータを送信し、議会事務局が受信した日とする。

(請願書等の提出期限)

第8条 定例会の招集前に開催する議会運営委員会の前日（当該前日が加西市の休日を定める条例（平成元年加西市条例第32号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその最も近い休日でない日）の午後5時（以下「提出期限」という。）までに受理した請願書等は、当該定例会で取り扱うものとし、提出期限後に受理した請願書等については、次回の定例会で取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。